

平成26年度

第2回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における
教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について
(地域子ども・子育て支援事業)

平成26年6月26日



宇都宮市

子ども部 保育課

第2 教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について（地域子ども・子育て支援事業）

2 地域子ども・子育て支援事業について

（1）区域の設定

ア 設定にあたっての視点

- 地域子ども・子育て支援事業の区域については、教育・保育施設、地域型保育事業の区域と同様であることが望ましいもの、事業の性格・内容により、対象となる利用者や利用形態が異なるもの、確保方策が異なるものなど、事業の性格等を踏まえることとする。

イ 区域の設定

施設・事業名	対象者	概 要	区域（案）
(ア) 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）	主に 0～2歳	○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ⇒現在、公立7施設、民間5施設が実施	<p>① 教育・保育提供区域（8区域）と同様とするもの</p> <p>主に教育・保育施設で実施される事業であることや、主に地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、教育・保育提供区域（8区域）と同様とする。</p>
(イ) 利用者支援事業	主に 0～5歳	○子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業 ⇒公立子育てサロンで展開する方針	
(ウ) 一時預かり事業		○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ⇒主に教育・保育施設において実施	
● 幼稚園型	3～5歳	○教育標準時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業	
● 保育所型等	0～5歳	○家庭での保育が一時的に困難な際、一時的に預かる事業	
(エ) 時間外保育事業	0～5歳	○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 ⇒主に教育・保育施設において実施され、その利用者についても教育・保育施設の利用者が大部分	

施設・事業名	対象者	概要	区域（案）
(オ) 子どもの家等事業 （放課後児童健全 育成事業）	小学生	○保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ⇒施設の利用にあたっては、当該施設がある小学校に通っている子どもであることを原則としている	② 事業の性格を踏まえた区域設定をするもの 特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、事業の性格を踏まえた区域設定とし、子どもの家等事業については、 <u>小学校区（68区域）</u> とする。
(カ) 妊婦健康診査	妊婦	○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 ⇒県内各地の医療機関で受診が可能	③ 全市1区域とするもの 区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者、児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な性格を有する事業であることなどから、 <u>全市1区域</u> とする。
(キ) こんにちは赤ちゃん 事業（乳児家庭全戸 訪問事業）	生後 4か月 まで	○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 ⇒「出生連絡票」や住民基本台帳により把握の上、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問	
(ク) 養育支援訪問等事業	対象と なる家庭	○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ⇒養育支援訪問支援員を派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助を行い、子育ての不安や過重な負担を軽減	
(ケ) ファミリーサポート センター事業（子育て 援助活動支援事業）	0歳～ 小学生	○子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業 ⇒広域的に利用される事業	
(コ) 子育て短期支援事業	0～18 歳未満	○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）等） ⇒不定期的な利用が多い	

施設・事業名	対象者	概要	区域（案）
(サ) 病児保育事業	0歳～小学生	<p>○保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p> <p>⇒現在、医療機関併設型1，乳児院型1，保育所型2の計4施設</p> <p>⇒ワーク・ライフ・バランスの視点をはじめ、事業の実態・特性等も踏まえることが必要</p>	<p>③ 全市1区域とするもの</p> <p>区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者，児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な性格を有する事業であることなどから，<u>全市1区域</u>とする。</p>

(2) 供給確保方策の基本的な考え方

- 支援事業計画の計画期間内（H27～H31）での供給確保を目指す。
- それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら，既存施設の活用や類似事業の活用，関係機関等への働きかけ等により，効率的・効果的な確保に努めるものとする。

【 事業ごとの供給確保の考え方 】

需給状況等	事業名／区域数	事業ごとの供給確保の考え方
現体制で需要に対応できると見込まれる事業	妊婦健康診査／（1）	○ 今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、現体制を継続することで対応する。
	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）／（1）	
	養育支援訪問等事業／（1）	
	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）／（1）	
	子育て短期支援事業／（1）	
既存施設や類似事業の活用等により対応する事業	子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）／（8）	○ 既存施設や類似事業を活用した確保を基本とし、実施事業者を募り、実施施設を定めることとする。
	一時預かり事業（保育所型等）／（8）	○ 既存施設を活用した確保を基本とし、実施事業者を募り、実施施設を定めることとする。
	病児保育事業／（1）	
	一時預かり事業（幼稚園型）／（8）	○ 教育・保育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する性格の事業であることから、基本的に希望園で実施していくこととする。
	時間外保育事業／（8）	
	利用者支援事業／（8）	○ 公立の子育てサロンで展開するとともに、市有施設を活用し地域に出向いて実施する手法等を検討する。
	子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）／（68）	○ 対象児童の拡大に伴い、需要が拡大する見込みを踏まえ、供給体制を確保していくこととする。 ○ このため、必要な指導員や場所の確保を図ることとする。